

魚沼漁業協同組合内共第11号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、魚沼漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、1人1日あたり採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ、にじます	魚沼漁業協同組合内共第11号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ① 魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ② 魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③ 魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林 265 林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No. 68 と、同国有林 268 林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No. 69 を結んだ線から上流域の恋ノ岐川	4月21日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
竿釣	竿数は、1人3本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日までの期間を除く）
ふ な	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日までの期間を除く）
うぐい	1月1日から12月31日まで（但し、5月25日から5月31日までの期間を除く）
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
いわな	4月21日から9月30日まで
やまめ	4月21日から9月30日まで
にじます	4月21日から9月30日まで

2 理事は、うぐい、いわな及びやまめにかかる増殖計画の実施のため、必要と認めるときは、遊漁について、その区域並びに期間を制限することができる。

3 前項の公表は、組合及び組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

保護水面区域
次に掲げるアとイを結ぶ線から上流の北の又川及びその支川の区域 ア、魚沼市宇津野字北ノ又沢 852 番の 20、北ノ又川右岸に管理者が建設した標柱の位置 イ、魚沼市宇津野字北ノ又沢 852 番の 5、北ノ又川左岸に管理者が建設した標柱の位置

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15センチメートル
ふ な	7センチメートル
うぐい	7センチメートル
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル
にじます	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小、中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表に掲げる1日の遊漁料に525円(税込)を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、 いわな、やまめ、にじます	竿釣	1年4,800円 1日1,050円

2 遊漁料は次表に掲げる場所において納付しなければならない。

納付場所
魚沼漁業協同組合事務所(魚沼市佐梨1105-16)、魚沼漁業協同組合の委託納付場所(分会長宅、旅館、食堂、コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム(以下、「オンラインシステム」という。))、監視員、その他)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期間
- （3）注意事項
- （4）その他必要な事項
- （5）発行者名

（違反者に対する措置）

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第 13 条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第 2 条、第 8 条及び第 9 条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表に示す 1 年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域	漁業権番号
大川	内共第 1 号
勝木川	内共第 2 号
三面川	内共第 3 号
荒川	内共第 4 号
胎内川	内共第 5 号
加治川	内共第 6 号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第 7 号
阿賀野川	内共第 8 号

栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第 9 号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第 10 号
北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第 11 号
鯖石川	内共第 13 号
鵜川	内共第 14 号
関川及び保倉川	内共第 15 号
桑取川	内共第 17 号
能生川	内共第 18 号
早川	内共第 19 号
海川	内共第 20 号
姫川	内共第 21 号
羽茂川	内共第 22 号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200 円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050 円(税込)	県下一円

- 2 前項で規定する遊漁料の納付及び県内共通遊漁承認証の交付は、ウ表の場所又は漁連及びウ表に規定する組合の指定する釣具店、オンラインシステム等において行うものとする。

なお、県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

ウ表

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15 番 1 号
荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷 245 番地 1
加治川漁業協同組合	新発田市住田 510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲 265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地

新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通 4 番町 259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3 8 8 1 - 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町豊川甲 236 番地 阿賀町役場上川支 所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎 4 1 7 番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 9 6 7 番地
加茂川漁業協同組合	加茂市大字長谷 1 2 1 番地
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 6 5 1 番地
刈谷田川漁業協同組合	長岡市栃堀 6 0 4 4 番地
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1 1 0 5 - 1 6
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1 5 0 8
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市大字石曾根 7 9 8 番地 2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2 丁目 1 - 3 8 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 6 6 1 番地
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市能生 8 0 1 番地
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2 4 2 6
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 6 5 9

3 県内共通遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

附則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(行政庁の認可日 令和 6 年 1 月 1 日)

魚沼漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、魚沼漁業協同組合及び檜枝岐村漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いwana及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、1人1日あたり採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いwana、 やまめ	魚沼漁業協同組合内共第12号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ②魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林 262 林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No. 55 と、同国有林 268 林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No. 56 を結んだ線から上流域の仕入沢	4月21日 から 9月30日 まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模

の範囲内でなければならない

漁具、漁法	規 模
竿釣	1 人 2 本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1 月 1 日から12月31日まで（但し、6 月10日から 6 月20日までの期間を除く）
ふ な	1 月 1 日から12月31日まで（但し、6 月10日から 6 月20日までの期間を除く）
う ぐ い	1 月 1 日から12月31日まで（但し、5 月25日から 5 月31日までの期間を除く）
わ か さ ぎ	1 月 1 日から12月31日まで
い わ な や ま め	4 月21日から 9 月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 組合の水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該区域及び期間中は遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、第8条第2項に定める場所に掲示して行うものとする。

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	1 5センチメートル
いわな	1 5センチメートル
やまめ	1 5センチメートル
ふ な	7センチメートル
うぐい	7センチメートル

2 前項の表の左欄に掲げる水産動物の放産した卵は採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小、中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の二分之一に相当する額とする。漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表に掲げる1日の遊漁料に525円（税込）を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込）
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ	竿釣	1 年 4, 8 0 0 円 1 日 1, 0 5 0 円

- 2 遊漁料は次表に掲げる場所において納付しなければならない。

納付場所
魚沼漁業協同組合事務所（魚沼市佐梨1105-16）、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。） 、監視員、その他）

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名、住所
- （2）承認期間
- （3）魚種
- （4）漁具・漁法
- （5）遊漁区域
- （6）遊漁料の額
- （7）注意事項
- （8）その他参考となるべき事項
- （9）発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行う

ことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年1月1日)

魚沼漁業協同組合内共第 27 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、魚沼漁業協同組合（以下「組合」という。）及び桧枝岐村漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第 27 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いwana及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕の尾数を 5 尾以内とし、5 尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いwana、やまめ	魚沼漁業協同組合内共第 27 号に定めて公表した区間	4 月 21 日から 9 月 30 日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁者は第8条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	竿数は、1人2本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1月1日から12月31日まで
ふ な	ただし、6月10日から6月20日までの期間を除く
う ぐ い	1月1日から12月31日まで ただし、5月25日から5月31日までの期間を除く
わ か さ ぎ	1月1日から12月31日まで
い わ な	4月21日から9月30日まで
や ま め	

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区 域
1. 福島県南会津郡只見町地内の電源開発株式会社大鳥発電所堰堤上流端より上流500メートルの区域
2. 福島県南会津郡桧枝岐村地内の電源開発株式会社南沢取水路注水口中心から半径50メートル以内の区域

3. 福島県南会津郡桧枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所 1 号放水口
（2 つある放水口のうち上流側）より上流 300 メートルから下流 600 メートルまでの区域
【電源開発専用道路内上大鳥橋上流 410 メートルから下流 490 メートルまでの区域】

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第 8 条第 2 項に定める場所に掲示して行うものとする。

（全長の制限）

第 7 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、いわな、やまめ	15 センチメートル
ふな、うぐい	7 センチメートル

2 前項の表の左欄に掲げる水産動植物の放産した卵は、採捕してはならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第 8 条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、当該額の 2 分の 1 に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは 525 円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	遊漁料（税込）
こ い ふ な う ぐ い わ か さ ぎ い わ な や ま め	竿 釣	1 日 1,050 円（組合事務所又は取扱所） 1 日 1,575 円（遊漁現場） 1 年 4,800 円（組合事務所又は取扱所）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利

用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する事ができる。

- (1) 魚沼漁業協同組合事務所
- (2) 魚沼漁業協同組合遊漁承認証取扱所
- (3) 組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、

遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期間
- （3）注意事項
- （4）その他必要な事項
- （5）発行者名

（違反者に対する措置）

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則 1. この規則は福島県知事の認可の日から施行する。